

南国市告示第30号

南国市危険木伐採等森林整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

南国市長 平山 耕三

南国市危険木伐採等森林整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和53年南国市条例第20号）第17条の規定に基づき、南国市内の倒木となるおそれのある立木竹の伐採等に要する経費の一部を補助することにより、住宅等への倒木被害の防止及び適切な森林整備を図り、もって市民の安心で安全な生活環境を保全することを目的とする南国市危険木伐採等森林整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険木」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林（公有林を除く。）に存在する立木竹のうち、胸高直径が25センチメートル以上かつ樹高が5メートル以上の立木又は胸高直径が10センチメートル以上かつ樹高が5メートル以上の立竹であって、倒木により樹高と同等の距離の範囲内にある住宅又は市道に被害を与えるおそれがある立木竹をいう。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、南国市危険木伐採等森林整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、南国市危険木伐採等森林整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

(遵守事項)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の実施に当たっては、補助事業に係る契約等において暴力団を利することとな

らないよう、南国市の暴力団の排除に係る取扱いに準じて行うこと。

- (2) 補助事業を行うために締結する契約は、南国市が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行うこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定を遵守すること。

(概算払)

第7条 補助事業者は、市長が補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、南国市危険木伐採等森林整備事業費補助金概算払請求書（様式第3号）により、補助金の概算払の請求を行うことができる。

(変更申請等)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、南国市危険木伐採等森林整備事業費補助金変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、南国市危険木伐採等森林整備事業費補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、南国市危険木伐採等森林整備事業費補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命じるものとする。

(交付請求)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付の額の確定の通知を受けた補助事業者は、南国市危険木伐採等森林整備事業費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返

還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について第6条第4号及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。